

平成21年5月21日

裁判員制度 スタート!

「裁判員制度」は、平成21年5月21日からスタートすることが決まっています。裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼向上につながることを期待されます。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

これまでの刑事裁判：裁判官3人



裁判員制度が導入されると：裁判官3人+裁判員6人



裁判員はこのようにして選ばれます!

前年の秋(9~10月)ごろ 裁判員候補者名簿作成

年度ごとに、市町村の選挙管理委員会が「くじ」で選んで作成した名簿に基づき、翌年の「裁判員候補者名簿」を作成します。

前年の12月ごろまでに 候補者に通知するとともに調査票送付

「裁判員候補者名簿」に記載されたことを通知します。あわせて、客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票を送付します。調査票を返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人を把握し、その人たちに対しては呼出状を送付しない扱いとします。

事件ごとに名簿の中から「くじ」で候補者が選ばれる

事件ごとに「裁判員候補者名簿」の中から、「くじ」で裁判員候補者が選ばれます。通常、1事件当たり50~100人程度が選ばれます。

裁判の6週間前までに「質問票」とともに「呼出状」を送付

「くじ」で選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送ります。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼び出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。

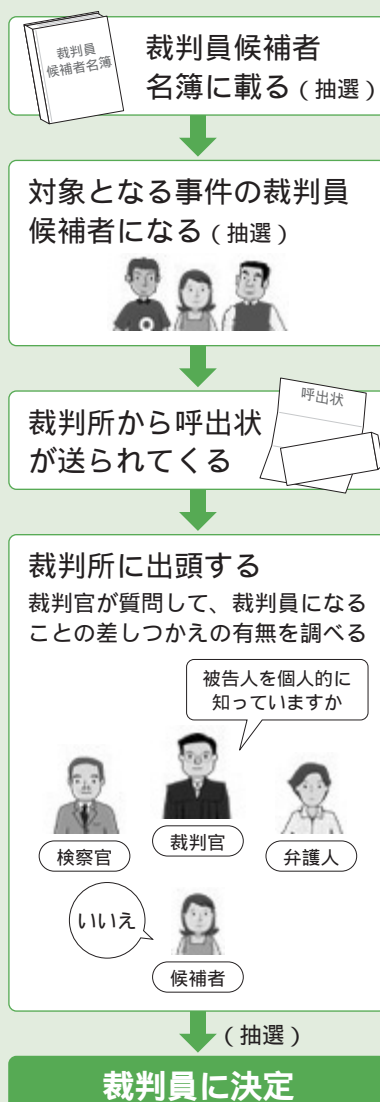
裁判の当日 選任手続期日

裁判員候補者は、選任手続きの当日、裁判所へ行くこととなります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続きは非公開となっています。

6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます(必要な場合は補充裁判員も選任します)。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

裁判員になるまでの流れ



裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

① 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判）に立ち会い、判決まで関わるようになります。公判は、連続して開かれ、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。



② 評議、評決



証拠を全て調べたら、今度は事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

評議を尽くしても意見の全員一致が得られなかったとき、評決は多数決で行われます。（ただし、裁判官、裁判員それぞれ1人以上の賛成が必要）

有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決宣告・裁判員の任務終了

評議内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決の宣告で終了します。

裁判員制度の対象となる事件(代表的なもの)

地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、一定の重大な犯罪についての裁判になります。法律の解釈の判断や訴訟手続きの判断など、法律に関する専門知識が必要な事項は裁判官が担当します。

- ・強盗が、人にケガをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ・泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ・人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ・身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）

Q&A 教えて! 裁判員制度!

Q1 裁判員制度とはどのような制度ですか？

A 裁判員制度は、個別の事件について、国民のみなさんから選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続きのうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

Q2 交通費や昼食代などは支給されますか？

A 裁判所に来ていただいた日数に応じて日当（1日当たり1万円以内）や交通費が支給されます。また、裁判員候補者として裁判所においていただいたものの、最終的に裁判員に選ばれなかった方についても支払われます。（日当は1日当たり8千円以内）

Q3 トラブルに巻き込まれないですか？

A 裁判員の名前や住所などの情報は、公にされません。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されていますし、裁判員に頼みごとをしたり、裁判員やその家族を脅したりした者には、刑罰が科せられることになっています。（2年以下の懲役または20万円以下の罰金）

問津地方裁判所 T 059-226-4172 F 059-225-0387 / 問員弁庁舎 総務課 T 74-5805 F 74-5800